水道料金等減額申請受付中

水道料金、下水道使用料及び簡易下水道使用料について、一定条件の世帯を対象に減額措置を実施します。

対象世帯

町内に居住する世帯主が満65歳以上で次の(1)、(2)のいずれにも該当し、1ヶ月間の使用水量が4㎥以下の場合、減額措置の対象となります。(4㎥を超える月は、減額の対象となりません。)

(1)町民税非課税の世帯

(2)世帯主の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円未満の世帯

＊ただし、生活保護世帯や町民税が課されている者と生計が同一の世帯及び町民税課税者の扶養控除の対象となっている世帯を除く。

減額される額

月の基本料金を2分の1に減額します。

手続き

(9月1日から申請受付中)

減額申請書を提出し、対象となることが承認されなければなりません。また、使用月によって4㎥を超えることもありますので、その月は減額の対象になりませんが、申請は一度行えば対象外になるまで継続します。

なお、減額申請書は両庁舎にありますのでそれぞれの水道課で手続きをお願いします。

問合せ

第1水道課　早来庁舎2階
☎㉒2730(直通)

第2水道課　追分庁舎1階
☎㉕2411
(内線251・253)

各種巡回相談

お子さんの発達やお父さんお母さんの子育てに関する不安や悩みを相談できる専門機関の巡回相談です。お気軽にご相談ください。

北海道社会福祉事業団太陽の園発達援助センター発達支援専門員

日　時　11月5日(月)
10時～15時

場　所　保健センター

室蘭児童相談所

日　時　11月6日(火)
10時～15時

場　所　ぬくもりセンター

申込み・問合せ　10月19日(金)まで

健康福祉課子育支援係
☎㉕4555

早来保育園(療育担当)
☎㉒3190

住民総合相談室(早来庁舎)
☎㉒2511

秋の行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)

◎1日合同行政相談所を開設します

日　時　10月16日(火)
10時～15時

場　所　ぬくもりセンター多目的情報会議室

相談担当

安平町・追分行政相談員・総務省北海道管区行政評価局行政相談部

相談内容

年金、税金、健康保険、道路、河川、登記、社会福祉、各種行政サービスほか

◎第41回合同行政相談懇談会を実施します

日　時　10月18日(木)
13時30分～

場　所　役場早来庁舎大会議室

問合せ　総務課総務係
☎㉒2511

無料調停相談

日　時　10月25日(木)
10時～20時

場　所　苫小牧市民活動センター(苫小牧市若草町3丁目3番8号)

相談内容

お金を貸したが返してもらえない。土地建物の賃貸借の紛争やその明け渡し。夫婦間がうまくいかない。離婚したいが財産分与の話し合いがつかない。サラ金の問題。交通事故に関する問題等、民事・家事の紛争による悩み。

＊当日、直接会場へお越しください。秘密は厳守します。

問合せ

苫小牧簡易裁判所調停委員
谷岡清子
☎0144-74-0620

献血にご協力を!

実施日	場　所	時　間
10月23日(火)	追分公民館	10時00分～10時40分
	ぬくもりセンター	11時00分～12時00分
	追分庁舎	13時30分～16時00分